

宇治市監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 30 日

宇治市監査委員

堀 明 人
小 山 茂 樹
森 真 二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査

第2 監査の対象

1 工事名

志津川39号線(前川橋)道路復旧工事

2 事業担当課名 建設部道路建設課

第3 監査の実施期間

平成27年10月16日から平成28年3月18日まで

(調査日：平成28年1月18日)

第4 監査の方法

監査対象工事について、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託に基づき技術士の派遣を求め、当該工事の設計図書及びその他の工事関係書類について審査するとともに、施工状況の良否について監査を実施した。

監査の実施に当たっては、あらかじめ担当課から監査資料の提出を求め、調査日当日は関係職員から説明を聞きながら、設計図書等の書類調査及び現場施工状況調査を行った。

第5 監査の結果

監査対象工事について、計画・設計・積算・契約・施工管理・品質管理・施工状況など、工事の技術的事項の実施態様について、書類調査及び現場施工状況調査を実施したところ、一部今後の工事に反映されたい点があったものの、総括的に良好であり、適正に執行されていた。

1 工事の概要

(1) 工事場所

宇治市志津川東組地内ほか

(2) 工事内容

ア 構造・規模

道路復旧 施工延長 L = 77.4m

橋梁部 プレテンション方式PC単純床版橋 L = 12.7m W = 1.8m

イ 主な仕上げ

道路復旧工事	・作業土工	一式
	・仮設道路工	一式
	・上部工(橋梁部、舗装工等)	一式

- | | | |
|--------|-----------|----|
| | ・ 取付道路設置工 | 一式 |
| 下水管布設工 | ・ 下水管布設工 | 一式 |
| | ・ 電気施設移設工 | 一式 |
| 配水管布設工 | | 一式 |
- (3) 工事請負業者
玉井建設株式会社 宇治市宇治宇文字 17 番地の 7
- (4) 事業費
設計金額 41,067,000 円(税込み)
契約金額 41,067,000 円(税込み)
落札率 100.00%(対設計金額)
- (5) 入札日
平成 27 年 8 月 27 日
- (6) 契約方法
簡易公募型指名競争入札(入札参加者 3 者)
- (7) 契約日
平成 27 年 9 月 3 日
- (8) 設計業務委託業者
株式会社キクチコンサルタント
- (9) 工事期間
平成 27 年 9 月 3 日から平成 28 年 3 月 18 日まで
- (10) 工事進捗状況(平成 27 年 12 月末現在)
計画出来高 39.4%
実施出来高 46.6%
- (11) 配置技術者
現場代理人 久下正治(玉井建設株式会社)
監理技術者 久下正治(玉井建設株式会社)
- (12) 市監督員
建設部道路建設課 主任 西田貴博

2 工事着工前の書類調査における所見

(1) 計画

本工事は、平成 24 年 8 月 13 日・14 日京都府南部地域豪雨災害により流失した志津川地域に架設されている前川橋の本復旧工事である。橋梁の上部工事である本工事の完成をもって、災害復旧計画に位置付けられた前川橋関連の復旧工事全体が完了する予定である。4 年を計画期間とする災害復旧計画の中で、志津川改修工事を施工する京都府とも事前に工程調整等を行っており、工事計画は妥当であると認められた。

(2) 調査

着工前調査では、工事に影響を及ぼす特段の問題がないことを確認し、工事着手前に地元住民に対して工事説明会を実施しており、必要な対応がとられていると認められた。

(3) 設計

適用基準に基づき適正に業務が実施されており、関係書類は適切に整備されていた。

(4) 積算

関係基準書等に基づき適切に実施され、工事積算チェックシートを用いた複数者による照査が行なわれており良好であった。

(5) 契約

3者の参加による簡易公募型指名競争入札を実施しており、建設業法に規定のある見積りに必要な期間が適切に確保されているとともに、契約関係書類は適切に作成されていた。

3 工事着工後の書類調査における所見

(1) 施工管理

施工計画書は、施工手順等にフロー図を用い、わかりやすく適切に作成されていた。工程管理としては、実施工程表が適切に作成・提出され整備状況は良好であった。また、工事工程が市監督員に適切に報告され、順調に進捗しており良好であった。安全管理に関する書類は、適切に整備・保管されていた。環境対策は、マニフェストの関係書類が整理中となっている他は、宇治市公共工事環境配慮指針を充足するなど適切に対応されていた。

(2) 使用材料

一部整理中の関係書類はあるものの、使用材料承諾願や材料品質報告書が請負業者から適切に提出され、整備・保管されていた。

(3) 工事監督

工事打合せ簿や施工プロセスチェックシート等の書類が適切に整備・活用・保管され、市及び請負業者の双方において適切な監督状況・監督体制であると認められた。

4 現場施工状況調査における所見

(1) 現場施工状況

施工状況は計画工程より進捗している状況であった。現場事務所は適切な場所に設置され、内部は整理整頓がされており、施工体系図や工事看板等の掲示物は、見やすい位置に設置され、良好な状態であった。監理技術者を兼ねる現場代理人は現場に常駐し施工状況を把握しており、現場状況は全体として良好であった。

なお、橋面、橋梁手前道路及びマンホール付近における滞水を招かないよう、排水勾配の確保に注意を払い施工するとともに、今後の維持管理に鑑み、当該橋梁に適合した点検手法を準備検討されたい。

(2) 安全管理状況

日常の安全管理は全体として良好であった。

なお、足場の鉄管パイプに保護キャップをつけることや、現場事務所前の消火器の設置に工夫をするなど、今後の現場の安全管理においてさらに留意されたい。

5 その他の所見

京都府南部地域豪雨災害から3年半、本工事を含め、市では災害復旧計画の完全実施に向け着実に対応を進めてきたところである。今後も災害に強いまちづくりの推進に各部署とも創意工夫されることを期待するものであるが、直接的に工事等を進める所管部署の責任や負担には非常に大きなものがある。今回の工事監査では、特に指摘事項はなかったが、さらなる工夫の余地がないかを常に念頭に置き、今後も様々なリスクを可能な限り排除した工事等を実施されるよう要望する。